

大分県障がい者計画（第2期）について

資料1

第1 計画策定の趣旨等

- 1 趣 旨**：障がい者施策を総合的に進めるための基本方針及び障がい福祉サービス提供体制確保のための実施計画
- 2 策定根拠**：障害者基本法第11条、障害者総合支援法第89条、児童福祉法第33条の22、障害者文化芸術推進法第8条、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律第8条、難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針
- 3 計画期間**：令和6(2024)年度～令和11(2029)年度（6年間）
- 4 位置づけ**：国の障害者基本計画（第5次）を基本として策定する県長期総合計画の部門計画
大分県障がい者基本計画（第6期）、障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）
大分県障がい者芸術文化推進基本計画（第2期）、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画
難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画

第2 計画の基本目標等

1 基本目標

障がい者が心豊かに暮らし働ける社会
づくり～障がい者活躍日本一の実現～

2 基本理念

- (1) 人格と個性を尊重し合える共生社会の実現
- (2) 障がい者自らの決定による自己実現と社会参加の促進
- (3) 障がいを理由とする差別のない社会の実現
- (4) ライフステージを通じた切れ目のない支援

第3 施策項目

1 共生社会実現に向けた理解促進と権利擁護

- 障がいを理由とする差別の解消の推進
- 障がい者の権利擁護の推進

2 身近な地域で心豊かに暮らせる福祉の基盤づくり

- 相談支援体制の整備
- 在宅サービス等の充実【成果目標と活動指標】
- 障がい児支援の充実【成果目標と活動指標】
- 福祉介護人材の育成・確保
- 福祉用具等の活用促進
- 情報・コミュニケーションの支援

3 保健・医療の推進

- 障がいの早期発見・早期支援
- 医療・リハビリテーションの充実
- 精神保健・医療施策の推進
- 難病患者の医療と療養生活の確保

4 教育の振興

- インクルーシブ教育システムの構築のための教育環境の整備
- 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上

5 雇用・就労、経済的自立の推進

- 障がい者雇用の促進
- 障がい者の職業能力の開発
- 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就労機会の確保
- 福祉的就労の底上げ
- 生活に困窮する障がい者を支える仕組みの構築【成果目標と活動指標】

6 生涯にわたり生きがいを持って活躍できる社会づくり

- 芸術文化活動の振興
- スポーツ等の振興【成果目標と活動指標】
- 社会参加の促進
- 学校卒業後の多様な学習機会の充実
- 読書環境の整備

7 安心・安全な生活環境の整備、防災等の推進

- 障がい者に配慮したまちづくりの総合的推進
- 住宅・公共施設等の整備
- 移動・交通手段の確保
- 防犯対策の推進
- 防災対策の推進